

# フランスにおける「解約金」をめぐる法制度

法政大学法学部教授

大澤 彩

[A-OHSAWA@HOSEI.AC.JP](mailto:A-OHSAWA@HOSEI.AC.JP)

# 概要

1. 「解約金」や「代金不返還」を定める「濫用条項」の問題。
2. 個別契約類型における特別ルールが消費法典に設けられている。
3. 事業者の「ソフト・ロー」？

↑濫用条項委員会の「勧告」

4. 「解約金」等についての消費者への情報提供？

契約条項の「提示」の在り方

上記「勧告」の影響



# 1. フランスの濫用条項規制

## ▶ 消費法典L.212-1条：一般条項

濫用条項リスト 反証の余地なく濫用的な条項 (R.212-1条)

濫用的であると推定される条項 (R.212-2条)

⇒ 解約金条項の有効性判断にあたって参照されるのは、

- ・ R212-1条11号：期間の定めがない契約を解除する消費者に賠償金の支払いを義務づける条項を反証の余地なく無効とする。

- ・ R.212-2条：消費者が契約を解除する場合の要件や方法を、事業者による解除の場合よりも厳格にする条項は、濫用的であると推定される = この一例が、解約金条項。

# なぜ「濫用条項」となりうるのか？

①消費者の自由を侵害するから。

期間の定めがない契約はいつでも解除できる（民法典1211条。解除予告期間の遵守が条件）。Cf.期間の定めがある場合。

②消費者と事業者の「双務性」を侵害するから。

事業者からの解除の際には事業者が解約金の支払いが義務づけられないにもかかわらず、消費者からの解除の際には解約金の支払いが義務づけられることの不合理性。

双務性を侵害する条項は、正当な理由がない限り、濫用的。



# 判例の傾向

- ▶ 在学契約や警備契約など。解約金支払いというよりは、消費者の既払い金を返還しない旨を定める条項の濫用性が争われている。

## ○問題とされている点

- ・ 解除事由を問わずに既払い金を返還しないとする点
- (例) 生徒側の正当な理由ややむを得ない事由による解除でも不返還とされている条項
- ・ 事業者には解約金や債務の履行が求められない点。
  - ・ 解約金条項が消費者にもたらす過剰な金銭的負担。

## 2. 各種契約の特則

- ▶ 消費法典には各種契約の特則が定められており、その中で解約金を支払わせることや既払金の不返還が禁止されている。

- 電気・ガス供給契約：解約金の授受の禁止（消費法典L.224-15条）

- 結婚仲介サービス契約：正当な理由による解除の場合には、価格が残期間に応じて減額される。既払い金は返還されなければならない。

- 電気通信契約：

- いわゆる「2年縛り」の電気通信契約：



### 3. 事業者の「ソフトロー」？

▶ 濫用条項委員会の勧告による、事業者の契約適正化の推進

※濫用条項委員会：13名の委員からなる独立行政委員会。国務院や裁判官への助言権限や、濫用条項の勧告権限。

（参照）クレール＝マリー・ペグリオン＝ジカ（大澤彩訳）「フランスの濫用条項委員会の役割」民商法雑誌158巻1号（2022年）256頁以下。

（例）セルフサービスでの個人自動車の賃貸借契約に関する勧告20－01号

消費者のフォートによる解除ではないにもかかわらず、事業者が解除時に消費者から支払われた代金を返還しないとする条項や、消費者が事業者のフォートを理由に契約を解除したにもかかわらず、代金の不返還を定める条項。

期間の定めがない契約を消費者から解除した場合に、事業者が既払い金を保持することを認める一方で、消費者に債務を提供しない条項。

# 濫用条項委員会の勧告の例

(例) 家具付き住居の季節賃貸借ではない賃貸借に関する勧告13-01号  
契約期間満了前に契約を解除した賃借人に対して、解約金を課す条項。

(例) 携帯電話利用契約に関する勧告99-02号

12ヶ月の最低期間を、消費者に対してそれ以外の料金プランがあると信じさせず、かつ、正当な理由による期間満了前解除を認めない形で課す条項

消費者の責めに帰さない事由による解除であっても解約金の支払いを義務づける条項。

(例) 自動車教習所に関する勧告05-03号

消費者が解除した際に、残期間の代金の返金をしない旨の条項。

MEDEFを初めとする事業者団体は、以上の勧告を受け入れてガイドラインを作成している。



## 4. 解約金条項に関する情報提供

- ▶ フランス消費法典には、情報提供義務と契約約款の提示方法や作成方法についての規定がある。

L.111-1条 情報提供義務

⇒R.111-1条5号で、契約期間、または、その定めがない場合には解除の条件について、情報提供すべき。

L.111-2条 以上の規定に加え、サービス契約における情報提供義務

L.211-1条 事業者から消費者に提示される契約条項は明瞭かつ理解できる方法で提示・作成されなければならない。

作成者不利の原則。

+ 濫用条項委員会の勧告では、契約条項の提示の在り方に関する内容も勧告されることがある。

ありがとうございました。